

県が実施する指導・監査について

指導方法及び方針		目 的
指導	集団指導 ○ 講習方式 ・ 指定事務の制度説明(指定及び更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明) ・ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ・ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止 ・ 過去の指摘事例の紹介等 ○ 面談方式 ・ 人員・設備・運営基準を基にした運営指導 ・ 本体報酬・各種加算等を基にした報酬請求指導等	・ 事業者の支援 ・ 制度の理解 ・ 高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止 ・ サービスの質の確保・向上 ・ 不適正な請求の防止
	実地指導 ○ 事業所等において実施 ○ 運営指導→生活支援のための適切なアセスメントと個別ケアプランの作成指導等 ○ 報酬請求指導→各種加算等に必要な体制の確保及び適切な運営の指導等 ○ 文書による改善報告 改善を要するもの、費用請求にかかる過誤調整がある場合	※著しい運営基準違反、介護報酬の著しく不正な請求の場合、監査への変更

